

## 気象警報発令時の扱いについて

※ **警報「暴風」が「高野町」**に発令されている場合。

(通学生においてはその生徒が「居住する地域」に警報「暴風」が発令されている場合も同様に扱います)

- (1) 在宅中の時は、そのまま自宅で待機とします。
- (2) 登校途中の時は、安全確保に注意してできるだけ早く自宅に帰り、待機とします。
- (3) **午前 6 時まで**に解除された場合は、**平常授業**を実施します。
- (4) **午前 10 時まで**に解除された場合は、**12 時 40 分**より授業を実施いたします。

この場合、通学生のお昼の給食は通常通り用意します。

また、バス通学生は**橋本駅を午前 11 時 00 分に出発**し学校に到着次第昼食の後、授業とします。

- (5) 警報が 10 時まで解除されない場合は、家庭学習とします。

※ 警報解除後に授業をする場合、当日の午後の授業の用意をして登校してください。

※ 授業時間中に「暴風」警報が高野町に発令された場合は、校長の判断の下、速やかに下校し自宅（寄宿舍）待機とします。

※ 通学生で警報が解除されても上記の時間までに登校できない状況にあるときは、遅れて登校するか家庭学習とするかを学校に連絡してください。その判断は保護者に一任します。

以上